

令和 6 年度大正区事業・業務計画書（素案） 抜粋版一覧

番号	ページ	重点	担当課	事業名
1			総務課（庶務）	区の行政情報・魅力発信の充実
2			総務課（庶務）	区の政策決定に関する事務
3			総務課（庶務）	I C T リテラシーの向上や支援体制充実
4			地域協働課（地域協働）	人権啓発推進事業
5		○	地域協働課（地域協働）	エリア価値の向上に向けた地域活性化事業
6			地域協働課（地域協働）	地域まちづくり実行委員会に対する支援事業
7		○	地域協働課（防災防犯）	いざという時に備えた「自助」「共助」の推進
8		○	地域協働課（防災防犯）	地域防災力の向上にかかる「公助」の充実
9			地域協働課（防災防犯）	地域防犯・安全対策の推進
10			窓口サービス課 （住民登録・戸籍・保険年金）	窓口サービスの充実
11			窓口サービス課 （住民登録・戸籍・保険年金）	窓口サービスにおける不適切事務の撲滅
12			保健福祉課（福祉）	日ごろの見守り活動の体制構築（地域における要援護者の見守りネットワークの強化＋地域の見守り体制づくりの推進）
13			保健福祉課（福祉）	地域福祉施策・事業にかかる専門職等からの意見聴取（地域福祉推進会議）
14			保健福祉課（介護保険）	高齢者が安心して生活できる体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）
15			保健福祉課（介護保険）	認知症施策の推進（地域包括ケアシステムの構築）
16			保健福祉課（介護保険）	高齢者の生活支援体制の整備（地域包括ケアシステムの構築）
17			保健福祉課（健康づくり・保健活動）	がん・生活習慣病予防対策の推進
18			保健福祉課（こども・教育）	こどもサポートネットの実施
19		○	保健福祉課（こども・教育）	就学前（4・5 歳児）こどもサポートネット事業（大正区版ネウボラ）
20			保健福祉課（こども・教育）	児童への虐待対応・防止
21		○	保健福祉課（こども・教育）	学習・登校サポート事業
22			保健福祉課（こども・教育）	民間事業者を活用した課外学習支援事業
23			保健福祉課（生活支援）	適正な保護の実施
24			保健福祉課（生活支援）	生活保護担当職員のスキルアップ（職員の資質向上）に向けた研修

令和 6 年度大正区事業・業務計画書（素案） 抜粋版

担当課	取組 番号	事業名	目的	内容
総務課 （庶務）	1	区の行政情報・魅力発信の充実	市政・区政の情報を分かりやすく的確に全ての区民に伝える。 また、ニーズを意識した情報を提供することにより、区民の市政・区政への理解や関心を高め、まちづくりや地域活動への積極的な参画につなげる。	・市民目線のさらなる向上のため、区HP・SNSの作成について職員研修を実施し、技術支援を行う。 ・ホームページ、SNS（フェイスブック、ツイッター、ライン）の発信で、区民・市民の市・区政への関心を高め、まちづくりや地域活動の積極的な参画や、市民サービスの向上を図る。また、SNSでアンケートを実施する。 ・区SNS・民間事業者等のSNSのそれぞれが発信する「異なる」情報が届くよう、各SNSに新たな価値を付加していく。 ・多言語や「やさしい日本語」を用いた様々な広報媒体でわかりやすい情報発信を行う。 ・広報紙（全戸配布）、区内広報板（56ヵ所）、広報サポーター（33ヵ所）、バス停、タグポート大正、イオン等大阪市包括連携先へのチラシ等の掲示。くらしの便利帳での情報発信を行う。 ・フェイスブック、ツイッターについて、総合的な行政情報とは別にテーマごとの5つの分野に分け情報発信を行う。 ・若年層に利用者が多いインスタグラムのアカウントを新たに取得し、情報発信を行う。 ・大正区の魅力スポット及び魅力発信ツールを積極的に広報する。
総務課 （庶務）	2	区の政策決定に関する事務	自律した自治体型区政運営の推進に向け、地域としての区の将来像や施策展開の方向性等をとりまとめた「大正区将来ビジョン」を中心に据え、区民にとって住みやすいまち大正の実現を図る。	「大正区区将来ビジョン2025」で掲げるめざすべき将来像の実現に向け、単年度ごとのアクションプランとして「大正区事業・業務計画書」「運営方針」の策定及び進捗管理の統括を行う。
総務課 （庶務）	3	ICTリテラシーの向上や支援体制充実	行政サービスDXに対応できるようICT化の取り組みを進めるとともに、区民のICTリテラシーの向上を図る。	・本市においても、行政サービスDX(※1)に対応できるよう、ICT化の取り組みが進められているが、その利便性を向上させICTの利用を進めるためには、区民のICTリテラシー(※2)の向上が必要不可欠である。そのため、国や大阪府の事業を活用したスマートフォン教室を開催し、区民のICTリテラシー向上を図っていく。 ・今後の教室事業における区民利用者の増加を図るため、区独自の教室事業を検討する。 ※1 デジタル技術やデータを活用し、大胆に業務を見直すことによって、行政サービスの向上と業務効率化を図ること。 ※2 パソコンやスマートフォン等を活用する能力
地域協働課 （地域協働）	4	人権啓発推進事業	人権啓発活動を積極的に推進することで、区民自らが社会の構成員としての自覚を持ち、相互の人権が尊重されるまちづくりを実現していく。そのためには、より多くの区民が参加でき、主体的に考えることができる効果的な啓発活動に取組み、人権意識の高揚を図ることで、お互いの人権が尊重される状態をめざす。	・紙媒体等を用い、区民に広く啓発を行うなど、アウトリーチ(※1)型の浪速・西・港・大正区の共催による「2024第40回たいしょう人権展」を実施。（幹事区は4区持ち回り・R6年度は大正区） ・市長より委嘱された人権啓発推進員が地域における人権啓発活動の中心的な役割を果たすために、人権啓発推進員連絡会を開催し、市主催人権研修の内容の共有等を行う。 ・人権啓発推進員による「第40回たいしょう人権展」を活用した地域における広報・啓発等を行う。 ・区民からの人権相談、憲法週間や人権週間における啓発等の取組を関係機関と連携のうえ実施する。 ※1 働きかけることや、援助すること。手を伸ばすという意味の英語から派生したことば

令和 6 年度大正区事業・業務計画書（素案） 抜粋版

担当課	取組 番号	事業名	目的	内容
地域協働課（地域協働）	5	エリア価値の向上に向けた地域活性化事業	大正区では人口が減少し、区内の事業所数も減少しており、総体として都市活動が低下し、まちの賑わいが減少してきている。 この状況を鑑み、これから大正区が人々の注目を集め、大正区・地域に関わりたくなるまちとなるよう、地域活性化事業によるエリア価値の向上をめざす。	【TUGBOAT_TAISHO】運営事業】 株式会社RETOWNが整備・運営する飲食店舗・宿泊施設等を有する施設。川と海をつなぎ、さらに水辺とまちをつなぐキーステーション(重要な拠点)として観光客や内陸部の資源との連動や誘引を積極的に行い、水辺からまち全体を活性化する。 ・河川敷の占用等にかかる行政手続きの支援 ・同所において開催するにぎわい創出イベントの広報協力 ・区内企業や地域等との連携について支援 ・地域の防災計画に基づく防災訓練の実施 ・集客状況、運営状況の把握（4半期に1回） 【大正トンボロマルシェ・Taishoさんぽ日和】 令和4年度から令和5年度にかけ、社会実験として千島公園を活用したマルシェ「大正トンボロマルシェ」、利活用が見込まれる空家を巡り、利活用の促進を図る「Taishoさんぽ日和」を開催。 エリア価値向上の事業コンセプトが参加者の賛同を得ており、評価は高く、出店者が定着していることから、社会実験としては概ね到達できていると考えられる。しかし、エリアリノベーションを成功させるためには、引き続き民間と行政が連携して個々の取組を促進する必要があることから、マルシェ・さんぽ日和の構成メンバーで立ち上げた新しい活動主体と調整し、民間主導での取り組みの継続をめざす。 上記の事業について、必要に応じて各地域活動協議会や区政会議等において、地域の意見を聴取し、当該意見を運営に反映する。
地域協働課（地域協働）	6	地域まちづくり実行委員会に対する支援事業	地域まちづくり実行委員会が準行政的機能や総意形成機能を担うとともに、「地域防災」、「地域コミュニティ」の強化をはじめとする各地域の特性に即した課題の解決に向けた取組をより一層自律的に進めていけるよう、適切な支援を行う。	【財政的支援】 ・区長指定の活動分野における、各地域の自律的な地域活動及び地域まちづくり実行委員会の運営に対し、地域活動協議会補助金を交付する。 【機能的支援】 ・地域の実情や特性に即した地域運営を促進するため、中間支援組織を活用した積極的支援を行う。
地域協働課（防災防犯）	7	いざという時に備えた「自助」「共助」の推進	気象災害や大規模地震などの様々な災害の発生に備え、大正区地域防災計画に基づく防災体制の構築を図るとともに、いざという時に、区民が「自分の身は自分で守る」ための取組の啓発や、各地域の自主防災組織による地区防災計画等の運用支援を進め、「自助」・「共助」の推進による地域防災力の向上を図る。	・自主防災組織と協働した個別避難計画の策定 ・津波避難ビル等の拡充、大阪府による「令和5年度被害想定の見直し」を踏まえた津波避難啓発の検討 ・地域災害対策本部における自律的な災害時避難所の開設・運営に対応した地域防災訓練に対する支援 ・自主防災組織による地区防災計画の継続的な改定支援 ・地域災害対策本部長・区役所連絡会の開催
地域協働課（防災防犯）	8	地域防災力の向上にかかる「公助」の充実	地域防災力のさらなる向上をめざし、「自助」・「共助」と連携した「公助」の充実に取り組むことにより、区民や職員の災害対応力の強化を図る。	・橋梁歩道部(千歳橋・新木津川大橋・国道43号線)における津波避難施設の指定に向けた調整 ・医薬品等ローリングストック(※1)にかかる医薬品備蓄体制の拡大に向けた調整及び維持管理 ・津波浸水区域外での災害時避難所確保計画（2次避難計画）策定に向けた検討 ・地域災害対策本部による自律的な災害時避難所の開設・運営にかかる防災活動支援申請物資の調達 ・大正区総合防災訓練の実施（区役所、地域、小中学校、企業の参画） ・直近参集者及び緊急区本部員による防災訓練の実施 ・地域災害対策本部（全地域）との情報伝達訓練（無線訓練）の実施 ・区ホームページや区広報紙、出前講座等の多様な媒体、手段を活用した防災啓発（大阪市防災アプリの活用促進を含む） ※1 災害などの非常時に備えるため備蓄しているものを日常的に使用し、不足した分を都度補充する備蓄方法

令和 6 年度大正区事業・業務計画書（素案） 抜粋版

担当課	取組 番号	事業名	目的	内容
地域協働課 （防災防犯）	9	地域防犯・安全対策の推進	区民や地域、企業、警察、その他関係団体との連携により、地域の防犯意識の向上及び地域における自主防犯活動を推進し、大正区将来ビジョン2025に掲げる地域で支えあう安全なまち「大正」の実現をめざす。	・大正区安全・安心なまちづくりに関する協定書に基づく、防災スピーカー（防災行政無線）、青色防犯パトロール車両を活用した防災・防犯情報の周知 ・地域・学校・関係機関と連携した「こども110番の家」運動の実施 ・教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者及び地域等と連携した「大阪市通学路安全プログラム」による、通学路や横断歩道の点検などの安全対策の実施 ・大正警察と連携した「自転車マナーアップ」及び「特殊詐欺被害防止」にかかる啓発の実施
窓口サービス課 （住民登録・戸籍・保険年金）	10	窓口サービスの充実	来庁者のニーズをふまえ、快適で利用しやすい区役所となるよう利用者の視点に立ったサービスの充実・提供を目的とする。	・住民登録・印鑑登録・住居表示に関すること及び証明、就学、特別永住者、マイナンバーカードに関すること。自動車臨時運行許可に関すること。市税に関する諸証明の発行に関すること。 ・戸籍関係届出、戸籍謄抄本・附票の写しの請求、埋火葬の許可申請に関すること。 ・国民健康保険の保険料納付・納付相談・減免・還付に関すること。 ・国民健康保険の加入・喪失・高額療養費等、後期高齢者医療制度、国民年金に関すること。 （取組内容） ・戸籍の相談等、行政オンラインシステムを活用し事前予約制の実施 ・窓口来庁者アンケートの実施することにより市民満足度を検証する。 ・区民意識調査を活用することにより、普段は区役所に来ることのない人の窓口におけるニーズを分析する。 ・区役所窓口の混雑緩和と利便性の向上を目的として、窓口の待ち人数と待ち時間をスマートフォン等で随時確認できるようにＨＰに窓口混雑状況を掲載する。 ・婚姻されたお二人が大正区によりいっそうの愛着を持っていただくため、オリジナル婚姻届使用の普及に努める。 ・担当者会議（５Ｓ会議等）の開催と課題の抽出、検討、実行 ・金曜窓口延長及び日曜開庁の広報紙及びSNS（ツイッター、フェイスブック）を活用した広報 ・住民票等発行手数料のキャッシュレス化 ・待合スペースへの行政キオスク端末の設置 ・スマート申請の実施
窓口サービス課 （住民登録・戸籍・保険年金）	11	窓口サービスにおける不適切事務の撲滅	不適切な事務処理の発生を防ぎ、２４区における事務レベルの底上げを図る必要がある。（市政改革プラン３．１、改革の柱４、３区役所業務の更なる改善の推進） 当区では、戸籍の不正閲覧や窓口手数料の着服等の不祥事が発生、国民健康保険については不適切な事務処理による保険料の徴収漏れが発生したため、二度と起こさないという決意のもと不適切事務を防止し、市民の信頼回復に努める。	・不適切事務が発生した際には、速やかに上司に報告し、組織で対応していく体制を築くため風通しの良い職場づくりに努める。 ・１か月の自身の業務を振り返り、不適切事務を防止するためのチェック項目について遵守できていたか確認するセルフチェックを毎月実施する。 ・不正閲覧防止対策として、年1回以上、アクセスログ調査（住民登録・戸籍・保険年金）を実施する。 ・他区で発生した不適切事務について、その都度検証及び周知を行う。 ・理解不足による不適切事務が発生しないよう担当者会議（５Ｓ会議等）を利用し職員一人ひとりが担当業務の習熟を図る。 ・組織的な進捗管理体制の構築や事務処理方法の周知徹底、事務の標準化を進め、不適切事務を起こしにくい仕組みを構築する。

令和 6 年度大正区事業・業務計画書（素案） 抜粋版

担当課	取組 番号	事業名	目的	内容
保健福祉課 （福祉）	12	日ごろの見守り活動の体制構築（地域における要援護者の見守りネットワークの強化＋地域の見守り体制づくりの推進）	支援が必要な高齢者や障がい者などの日ごろの見守り活動を地域で行える体制を構築する。	【地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業】（区シティマネージャー自由経費） ・大正区社会福祉協議会の「見守り相談室」により、①「要援護者情報」の整備・管理、②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見を行う。 ・「地域見守り体制づくり推進事業」において配置する「見守り推進員」と連携し、支援を必要とする人の状況を把握する。 【地域見守り体制づくり推進事業】 ・各地域に「見守り推進員」を配置し、地域住民の相談援助を通じて地域の見守り体制づくりを推進する。 ・「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」における「見守り相談室」と連携し、地域で得た要援護者の情報を共有する。 【日ごろの見守り体制の構築】 ・各地域に合った方法により体制の構築ができるように支援する（説明会の開催等）。 ・日ごろの見守り活動を地域で行い、災害時の避難支援につなげる。 ・民間企業と連携した見守りの実施
保健福祉課 （福祉）	13	地域福祉施策・事業にかかる専門職等からの意見聴取（地域福祉推進会議）	区の地域福祉全般（子育て含む）に関する施策のあり方（方針案）を検討・決定するために、学識経験者や専門家などから意見聴取する「大正区地域福祉推進会議」を開催し、地域福祉施策の充実をめざす。 令和 6 年度については、「大正区地域福祉ビジョン」の改定に取り組む。	・各施策分野別会議体における課題と検討内容を集約し、地域福祉推進会議にて施策分野ごとの方針（大枠の方向性）及び区の地域福祉全体に関わる方針案について学識経験者や専門家などから意見聴取する。 ・大正区地域福祉推進会議における議論を踏まえた検討内容を、必要に応じて区政会議において報告し、区の地域福祉施策について提言する。 ・「日ごろの見守り体制の構築」や「生活困窮者支援」など大正区が推進する地域福祉について、今後（令和 7 年度以降）の方針として「大正区地域福祉ビジョン」を改定する。（計画期間 3 年間の予定） ・あわせて、広く区民に理解をしていただくために活用していただくツールの1つとして冊子（本編・概要版）を作成する。
保健福祉課 （介護保険）	14	高齢者が安心して生活できる体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要に応じて介護、福祉、保健、医療などの適切なサービスが包括的かつ継続的に提供されることをめざす。	【大正区役所】 ・大正区地域包括支援センター運営協議会の事務局として、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他地域包括支援センターの円滑な運営を支援するために、センターの運営・評価に関することや、地域包括ケアシステム構築に関する課題等、その他の地域包括ケアに関することについて検討・協議を行う。 ・検討・協議した課題（地域ケア会議から見えてきた課題）について、地域福祉推進会議に報告することで施策の改善につなげる。 ・地域ケア会議から見えてきた課題への対応（支援の必要な高齢者が早期発見されていない課題が見えてきたため、早期に地域包括支援センターにつなぐために大正区内の事業所に協力依頼する。） ・区社協主催の地域支援会議「地域福祉課題の協議の場」に参画し、施策の改善につなげる。 ・地域包括支援センターの機能について区民への周知を図り、総合相談窓口としての機能を活性化させる。（SNS、広報紙、大阪市広報板等） 参考 【地域包括支援センターの主な事業・業務】（福祉局の委託） ・高齢者やその家族からの介護、福祉などに関する相談を総合的に受けるとともに、必要に応じて訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐ。 ・高齢者虐待の早期発見・防止のための地域支援体制づくり、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止のための情報提供 ・ケアマネジャーが孤立しないよう、一緒にケアマネジメント過程を振り返ったり、連絡会などを開催し、多機関との連携が行えるよう支援 ・要支援者に対する予防給付、要介護・要支援状態となるおそれのある方に対する介護予防事業が効果的かつ効率的に提供されるための適切なケアマネジメントを行う。

令和 6 年度大正区事業・業務計画書（素案） 抜粋版

担当課	取組 番号	事業名	目的	内容
保健福祉課（介護保険）	15	認知症施策の推進（地域包括ケアシステムの構築）	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症高齢者等を支援する区内のネットワークの充実を図り、地域の認知症の方の発見力や認知症対応力を強化する仕組みを構築し、地域に潜在する認知症の方を早期に把握し、適切な支援につなげる。	【大正区役所】 ・認知症のある高齢者等の財産や権利を守るために、地域包括支援センターと協働して、高齢者を取り巻く関係者（地域・専門職等）に権利擁護（成年後見制度含む）について情報発信をし、早期対応が図れるように広報等支援に努める。 ・認知症高齢者支援ネットワーク連絡会への参画 ・区民等が認知症について理解し認知症高齢者へ適切に対応できるように、認知症サポーター養成講座の周知を行う。 ・認知症サポーター養成講座の修了者にステップアップ研修を受講いただき、「ちーむオレンジサポーター」の育成について周知・啓発等の後方支援を図る。 ・広報紙・大阪市広報板、SNS等を活用して認知症に関する相談窓口について区民への周知を図る。 ・認知症にかかる区民向け啓発事業や専門職向け研修会の広報に協力する。 参考 【認知症強化型地域包括支援センターの主な事業・業務】（福祉局の委託） 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう取り組む。（認知症初期集中支援チーム：オレンジチーム） ・認知症高齢者支援ネットワーク連絡会の事務局として、認知症高齢者支援ネットワーク連絡会の開催・運営を行う。 ・区内の認知症にかかる情報収集・地域課題の分析や具体的取り組みの支援。具体的には、認知症地域支援推進員、認知症地域支援コーディネーターを配置し、認知症サポーター養成講座の普及・啓発や、ステップアップ研修の実施、認知症カフェの活動支援、認知症ケアパス(※1)の作成を行う。 ・認知症にかかわる関係機関への後方支援として、専門職向け研修会や区民向け啓発事業を行う。 ※1 「認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」をまとめたもの
保健福祉課（介護保険）	16	高齢者の生活支援体制の整備（地域包括ケアシステムの構築）	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、生活支援・介護予防サービスの充実を進め、高齢者の社会参加の促進を図るための仕組みづくりを行う。(生活支援体制整備事業)	【大正区役所】 ・ニーズ・地域資源の把握・ネットワークの構築のため、専門職を中心とした話し合いの場（第1層協議体）へ参画する。 ・HP・SNS・広報紙を活用して生活支援・介護予防の取組みについて区民への周知を図る。 【生活支援コーディネーターの配置（生活支援体制整備事業）】（福祉局の委託） ・生活支援コーディネーターが、高齢者のニーズや課題、地域資源などを調査・把握したうえで、様々な関係機関・団体（社会福祉法人・NPO・民間企業・ボランティア等）と連携を図りながら、高齢者の生活支援・介護予防の充実に向けて次の事項に取り組む。 ・「第1層協議体」の開催 ・地域資源・サービスの開発 ・活動の場の発掘・開発 ・サービス実施情報の周知等

令和 6 年度大正区事業・業務計画書（素案） 抜粋版

担当課	取組 番号	事業名	目的	内容
（健康 づくり・保健 福祉課	17	がん・生活習慣 病予防対策の推 進	大正区民の平均寿命、健康寿命は大阪市と比べて短い。大正区の死因別死亡率第 1 位は、悪性新生物（がん）であり、生活習慣病（高血圧、糖尿病等）の有病者率は大阪市より高い状態にある。これらの疾患の要因となる生活習慣の改善と、早期発見、早期治療のための健診が重要である。 正しい知識の普及と行動変容に向けた主体的な取り組みを促し、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、区民の健康増進・健康寿命の延伸に資することを目的とする。	1 普及啓発 （１）区民ががんを含めた生活習慣病の予防のために正確な知識を学ぶこと、及び、疾病の早期発見、早期治療のために特定健診、がん検診の受診率向上を図ることを目的として、広報紙・SNS・ポスターを活用した啓発を行う。 ・健康展において、健診の啓発コーナーを設ける。健康展や地域健康講座・健康わくわく塾等の各種講座において、検診の申し込み受付を行う等申し込み機会拡充を行う。 ・前年度集団検診を受診した方へ受診勧奨、検診日に受診しなかったキャンセル者へ受診勧奨を行う。また、特定健診については、国民健康保険加入者あてに郵送によるPRの実施、区役所2階国民健康保険担当前においてモニターやポスターを活用した啓発を行う。 ・来庁者の多い2 階待合の椅子の背中に、がん検診の受診勧奨啓発チラシと、特定健診受診勧奨啓発チラシを貼る。 ・医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携し、健診の普及啓発及び区役所の検診の申込QRコード付きポスターの掲出依頼を行う。 ・生活習慣病予防啓発ポスターを作成し、三師会・地域の掲示板・駅・バス停に掲示依頼する。 ・のぼりの掲出等により、検診の受診勧奨を行う。 ・小学校等で児童の母親向けの乳・子宮頸がん検診のリーフレットを配付 ・大正区役所主催万博機運醸成事業の一環として、「健康シンポジウム」（仮称）を実施する。 （２）特に禁煙、受動喫煙についての取り組みを強化するため、小学生などの未成年者を含む若い世代にアプローチし、世界禁煙デーイベントや禁煙セミナー（区民、区内事業所等）・乳幼児健診時などあらゆる機会・あらゆる場所に「タバコについて」のリーフレット等を用い、区民の目に届きやすい啓発活動をめざす。禁煙セミナーはWebを活用したハイブリッド開催とし、企業の方を含め多くの方が参加しやすいよう工夫した開催方法で行う。 2 地域健康講座・健康相談 あらゆる機会を捉えて、自ら課題解決に取り組めるよう、地域健康講座・健康相談を開催する。健診についての出前講座を作成し、他の出前講座を含めたオリジナルの出前講座の一覧表を作成し、周知する。出前講座の場で検診の申し込み受付を行う。 3 健康情報発信 区民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康・禁煙に関する情報を様々な情報手段（広報紙、区ホームページ、郵便局等の関係機関等）、SNSを活用して、広く区民に効果的に発信する。 4 訪問指導 健康づくり・介護予防の観点から継続した支援を必要とする者に対し、訪問指導を実施する。
（こども 保健福祉課・教育課	18	こどもサポート ネットの実施	支援につながりにくい子育て世帯には複合的な課題が見られ、諸施策はあるが適切な支援が十分に届いていないことが考えられるため、教育分野と福祉分野が連携した総合的な支援が必要となっている。関係機関と十分連携を図り、支援の必要なこども（世帯）を発見し、適切な支援につなぐことによってこどもの生き抜く力を育み社会的自立を促す。	こどもたちが多くの時間を過ごす学校において、支援の必要なこども（世帯）を発見する仕組みを活用し、必要な支援（教育的支援・福祉的支援・地域による関わり）につなげていく。 1 区役所、学校、地域、その他支援機関による情報共有及びPDCAの実行。 （１）各学校において全児童生徒を対象にスクリーニングシートを作成し、課題抽出後、スクリーニング会議Ⅰにより支援対象者を選定。対象者について、スクリーニング会議Ⅱにおいて支援方針の策定（P） （２）推進員及びスクールソーシャルワーカー（SSW）による支援の実施（D） （３）スクリーニング会議Ⅱによる支援結果の検証（C） （４）課題の再抽出及び支援方針の更新（A） 2 教育施策と連携した不登校対策の推進 不登校の改善と学力向上に向け、学習や登校を支援する取組を充実させ、連携してこどもサポートネットによる支援を進めていく。 3 こどもサポートネットの仕組みを活用し、ヤングケアラーの早期発見と課題解決に向け適切な支援へのつなぎを行う。 4 支援につながりにくいケースについては、諸施策が十分に届いていないことも考えられ、教育と福祉分野が連携し継続的にアプローチを行い、総合的に検証しながら取り組んでいく。

令和 6 年度大正区事業・業務計画書（素案） 抜粋版

担当課	取組 番号	事業名	目的	内容
保健福祉課 （こども・教育）	19	就学前(4・5歳児) こどもサポートネット事業（大正区版ネウボラ）	大正区ではこどもの健康状態や生活状態の変化を把握することが、重大虐待の早期発見に有効的であると考え、現行の制度で不十分であった4・5歳児の状況を把握することを目的として、令和2年度から「就学前（4・5歳児）こどもサポートネット事業」を実施している。本事業においては、妊娠期から小学校へ切れ目のない支援につなぐ「大正区版ネウボラ」のしくみを構築し児童虐待の未然防止を図り、重大な児童虐待ゼロをめざしている。 本事業を通じて、こどもの発達特性への保護者の関わりや家庭状況による児童への影響が「課題」として見えてきた。そのため、区内の保育施設等へ積極的なアウトリーチ（訪問支援）を行うことで、こどもや家庭の状況や変化をより把握する。さらに関係機関と連携し、早期対応・継続支援につながるよう、これまで以上に個別支援ケースへの取組を重点的に行うとともに、各保育施設等への子育て情報・相談窓口の広報や啓発活動を充実させ、「大正区版ネウボラ」のしくみの充実・強化をより一層図る。	1 4・5歳児の保育所・幼稚園へ訪問し、こどもの健康状況・生活状況を把握することで、抱える課題を早期に発見する。その上で所属園ごとにスクリーニング会議 ii を4月～8月頃まで開催し、情報共有等連携強化を図り、支援を継続的に行う。 （1）発見の場の設置⇒区内全保育所（園）や幼稚園において、スクリーニング会議 i を実施 （2）発見ツールの導入⇒保育所（園）や幼稚園において全児童を対象にしてスクリーニングシートを作成 （3）情報共有会議の実施⇒次年度就学児童（世帯）についての情報共有を目的に就学予定小学校ごとに実施する。 2 区役所、保育所（園）や幼稚園等の支援機関による情報共有及び連携を強化しPDCAの実行 （1）スクリーニングシートによる課題抽出及びスクリーニング会議 ii による支援方針の策定（P） （2）推進員及び保健師等による支援の実施（D） （3）スクリーニング会議 ii による支援結果の検証（C） （4）課題の再抽出及び支援方針の更新（A） 3 区内保育施設等へ積極的にアウトリーチ（訪問支援）を行い、課題のあるこどもや家庭に対して、モニタリングを行うとともに、相談先の情報提供や支援につなぐににくいケースのコーディネートを行い、適切な支援につなげる。 【情報発信】 子育てに関する内容（具体的な相談先など）を情報発信 区民や園へ児童虐待防止の意識の向上
保健福祉課 （こども・教育）	20	児童への虐待対応・防止	大阪府下で市町村が支援していた家庭で重大な児童虐待により児童が死亡する事例が相次ぎ、市町村において重大事案の発生防止、児童虐待の未然防止のため、組織的な対応の徹底がさらに求められている。子育て支援室として「養育能力にかける保護者へのサポート」、「児童の性格、生活習慣、発達やいじめ等の相談及び支援」、「状況の変化に応じた適切なリスクアセスメントの実施」、「子育て支援、教育、福祉、行政など関係機関の緊密な連携」を課題とし、取組を行う。 また、改正児童福祉法の施行により令和6年4月から市町村に全ての妊産婦に関わる母子保健分野と虐待相談をはじめとする児童相談全般を担う児童福祉分野が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」が設置されることを踏まえ、身近に相談者がいない等孤立化が進む妊産婦や子育て家庭にできるだけ早期に関わり、子育て支援室と母子保健分野の職員が適切に連携・協力しながら確実に支援につなぐためのマネジメントを行う。	・子育て支援室が要保護児童対策地域協議会事務局として調整機関の役割を担い、ケースの現状について関係各機関（学校、保育所、保健師、生活支援担当、こども相談センター、警察、民生委員、主任児童委員等）がそれぞれの情報を共有。虐待レベルに応じた頻度にて実務者会議にはかり、リスクアセスメントを実施し、担当機関の確認、危険度及び援助方針の見直しを行う。 ・要保護児童対策地域協議会において協議・報告がなされた事項は「地域福祉推進会議」への報告を行う。 ・重大な児童虐待事例が発生した場合は、大阪市児童福祉審議会児童虐待事例検証部会において検証を行う。また、部会で検証とならなかったケースについても、個別ケース検討会議でのスーパーバイザーの活用を図る。 ・大阪市配偶者暴力相談支援センターと連携し、DV相談を通じて児童への心理的・身体的虐待が把握され、区へ通告されたケースについて、保護者への効果的な支援を行う。 ・家庭児童相談として、虐待相談を含む養護相談、児童の性格行動、発達面、不登校、非行などに関する相談対応を実施。発達障がいの早期発見、乳幼児心理相談など必要に応じ関係機関との情報共有及び社会資源へのつながりを行う。 ・ヤングケアラーの相談窓口として、自ら相談しにくい当事者が早期に支援につながるように、各関係先に子育て支援室の窓口を広く周知。こどもサポートネット事業や他の福祉部門とも連携し、家庭や児童を家事・育児訪問支援事業等適切な支援につなぐ。 ・母子保健施策を通じて支援の必要な家庭を把握した場合、統括支援員を中心として合同ケース会議を開催し、児童福祉と母子保健の双方の支援が必要と判断された家庭についてサポートプランを作成し、連携して支援する。

令和 6 年度大正区事業・業務計画書（素案） 抜粋版

担当課	取組 番号	事業名	目的	内容
保健福祉課 （こども・教育）	21	学習・登校サポート事業	学校の授業以外に学習機会の少ない生活困窮家庭やひとり親家庭、不登校や病気による長期欠席等により学習機会を逃した児童・生徒を対象に、学習や登校支援を行うとともに、学校でも家庭でもない「居場所」を設置し、一人ひとりの状況等に応じたきめ細かい学習サポートや登校に向けた支援を行うことで、基礎学力の向上を図るとともに、貧困の連鎖を断ち切り、児童・生徒の生きる力を育み、さまざまな困難を乗り越え、社会的自立を促す。	貧困等により支援が必要な児童・生徒一人ひとりの状況に応じて、事業者によるきめ細かい学習サポートや登校に向けた支援及び学校・家庭以外の「居場所」の提供を行う。 1 学校、保護者等との面談 こどもサポートネットスクリーニング会議で対象家庭を抽出し、支援内容（家庭への支援、児童・生徒への支援）について、学校、保護者と面談等を行う。 2 学習支援 個別を基本とし、状況に応じて家庭、学校施設等で児童・生徒へ学習支援を行い、貧困の連鎖を生まないための貧困対策に取り組む。 3 登校支援等 不登校や不登校傾向にある児童・生徒に対して、登校の再開や定着に向け登校支援を行う。 4 居場所の提供 学校や家庭での支援が難しい生徒について、大正区役所内に設置する「居場所」において、一人ひとりの状況に応じた支援を行う。 支援の進捗について、スクリーニング会議で報告を行う。
保健福祉課 （こども・教育）	22	民間事業者を活用した課外学習支援事業	本市では「全国学力・学習状況調査」及び「大阪市子どもの生活実態調査の結果」等から、課外学習時間の短さが課題として現れており、各学校内での取組みだけでなく、課外学習の充実が求められ、各区において課外学習支援事業が進められている。 当区においても、これら課題解決に向け、生徒の基礎学力の向上及び学習習慣の形成を図るとともに、小学生に対しては学習を通じて学ぶ楽しさを実感できることを目的とする。	こどもの習熟の程度に応じたきめ細かい指導を行うなど、民間事業者の学習支援のノウハウを活用した放課後課外学習を実施する。実施にあたり、事業者に対して実施場所等は無償で提供し、また受講者の塾代負担の軽減を図るため、「大阪市塾代助成事業」で交付されているバウチャー（塾代助成カード）でも受講可能とする。 これらの取り組みについて、対象者への周知を図るとともに区民への認知度も高めていく。
保健福祉課 （生活支援）	23	適正な保護の実施	生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。 本市においては、市長が有する保護の決定実施に関する事務を各区保健福祉センター所長に委任しており、その所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者に対して保健福祉センター所長が行政庁として保護の決定・実施の事務を行っている。	1 事前の相談 生活保護制度の利用を希望される方に、生活保護制度の説明を行い、困窮の程度の聴取、各種社会保障施策など他法他施策の活用について検討する。 2 保護の決定 生活保護の申請をされた方に対し、以下の調査を実施し、保護の要否判定を行い決定する。 ・生活状況等を把握するための実地調査（家庭訪問等） ・預貯金、各種生命保険、不動産等の資産調査 ・扶養義務者に対する扶養（仕送り等の援助）の可否の調査 ・年金等の社会保障給付、就労収入等の調査 ・就労の可能性についての調査 3 保護費の支給 最低生活費から収入（年金や就労収入等）を控除した額を保護費として支給する。臨時的に費用（扶助）が必要な場合に実施要領に基づき一時扶助費として支給する。 （口座払い：定例【月 1 回】・随時【支給決定の都度】、窓口払い：定例【月1回】・随時【月 3 回程度】、支出命令払い：請求の都度随時） 4 保護世帯への訪問等による調査活動及び助言指導 ・世帯の置かれた状況に応じて、ケースワーカーが年数回の訪問調査を行い、必要な助言や指導を行う。 ・就労の可能性のある者は、就労に向けた援助や指導を行う。 ・不正受給の疑いがある場合は調査を行い、徴収金等により保護費の返還を求めるとともに、適正な保護の実施のため指導や指示を行うことでこれらを防止する。

令和 6 年度大正区事業・業務計画書（素案） 抜粋版

担当課	取組 番号	事業名	目的	内容
保健福祉課 （生活支援）	24	生活保護担当職員 のスキルアップ（職員の資質 向上）に向けた 研修の実施	ケースワーカー（ＣＷ）・査察指導員（ＳＶ）は生活保護業務以外に他法他施策の知識を必要とするが、当区では経験の浅いＣＷ・ＳＶが多く、知識の習得が 十分でない。すべてのＣＷ・ＳＶが効率的な業務執行と被保護者に対し同等の適切な指導援助及び事務処理 が行えるよう、業務の標準化・マニュアル化を行いスキルアップを図る。	・新任・配転者研修（メンター制度による研修） ・対象職員向け各専門研修（業務のスキルアップ）・福祉局主催生活保護担当職員研修への参加及びフィードバック ・地域包括支援センターと情報交換を行うなど、他部署との連携を図る。